

議 事 録

1. 日 時 令和6年10月24日 開会 午後2時00分～

2. 場 所 西庁舎4階 監査会議室

3. 出席委員

1 番	山崎 由紀浩	2 番	寺嶋 実	3 番	中島 繁樹
4 番	山本 建樹	5 番	立花 吉廣	6 番	藤田 哲夫
7 番	池田 賢治	8 番	竹内 博之	9 番	橋本 誠二
10 番	藤田 正子	11 番	山端 昌明	12 番	村上 和義
13 番	荻野 俊明	14 番	荻野 啓司		

以上 14名

4. 欠席委員

以上 0名

5. 出席推進委員

井上 廣文	水田 秀樹	田中 伸一
西海 邦雄	石井 義久	荻野 雅章

以上 6名

6. 事務局

加藤事務局長 岸本係長 宮本事務職員

以上 3名

7. 議 事

議事内容

- 議案第30号 農地法第3条の規定による許可申請審議のこと
- 議案第31号 同 法第5条の規定による許可申請審議のこと
- 議案第32号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定による集積計画決定のこと
- 報告第28号 農地法第3条の規定による許可申請にかかる専決処理について報告のこと
- 報告第29号 賃貸借解約の通知報告のこと
- 報告第30号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出にかかる専決処理について報告のこと
- 報告第31号 同 法第5条第1項第6号の規定による届出にかかる専決処理について報告のこと

— 山本会長が、議長に就任する —

山本議長： ただ今から第17回明石市農業委員会を始めます。

本日の出席委員数ですが、委員14名中、14名の出席ですので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、本日の会議は成立していることをご報告します。

次に、明石市農業委員会会議規則第9条第2項に規定する議事録署名人ですが、

8 番	竹内 博之	委員
9 番	橋本 誠二	委員

のお二人を、議事録署名人に指名しますので、どうぞよろしくお願ひします。

— 議事録署名人に指名された2人の委員、了承する —

山本議長： それでは、これより「議案目録」に従い、議事を進めます。
すでに委員各位にはご案内のとおり、本日の会議は「議案」が3件、「報告」が4件です。
はじめに「農地法第30号 農地法第3条の規定による許可申請審議のこと」を議題に
します。
事務局、説明をお願いします。

事務局職員： — 議案を「朗読説明」する —

山本議長： 今月は、1件の申請がありました。
昨日の小委員会では、現地調査もしていますので、報告をお願いします。

〇〇委員： はい、議長。

山本議長： 〇〇番、〇〇委員。

〇〇委員： 〇〇番〇〇が、1番の土地について報告します。
議案第30号の1番の土地の位置は、現地調査図1ページの表示のとおりで、現地調査
の結果、土地の所在、利用状況など申請書の記載内容を確認しました。移転する権利の種
類は、所有権です。都市計画区分は、市街化調整区域です。営農状況など農地法第3条第
2項各号の条件には該当していません。必要な申請書類も整っており、昨日の小委員会
では、「法第3条第2項各号には該当しないので許可してよい」という意見でしたので、本
委員会での審議、よろしくお願ひします。

山本議長： 本案について、ご意見・ご質問等あればお受けしたいと思います。
ご意見・ご質問等ありませんか。

— 沈 黙 —

山本議長： 特に、ご意見ご質問もないようですので、お諮りします。
本許可申請を当委員会では許可することにご異議ありませんか。

— 「異議なし」の声あり —

山本議長： 異議なしと認めます。
よって、「議案第30号 農地法第3条の規定による許可申請審議のこと」は許可するこ
とに決定しました。

山本議長： 次に「議案第31号 農地法第5条の規定による許可申請審議のこと」を議題にします。
事務局、説明をお願いします。

事務局職員： — 議案を「朗読説明」する —

山本議長： 今月は、1件の申請がありました。

昨日の小委員会では、現地調査もしていますので、報告をお願いします。

〇〇委員： はい、議長。

山本議長： 〇〇番、〇〇委員。

〇〇委員： 〇〇番〇〇が、1番の土地について報告します。

議案第31号の1番の土地の位置は、現地調査図2ページの表示のとおりで、現地調査の結果、土地の所在、利用状況など申請書の記載内容を確認しました。設定する権利の種類は、使用貸借権です。都市計画区分は、市街化調整区域です。農地区分は、農振農用地、甲種農地、第1種農地、第3種農地のいずれにも該当しないので第2種農地です。転用の期間は、令和9年10月31日までの一時転用です。必要な申請書類も整っており、昨日の小委員会では、「許可基準に適合しているので許可してよい」という意見でしたので、本委員会でのご審議、よろしくをお願いします。

山本議長： 本案について、ご意見・ご質問等あればお受けしたいと思います。
ご意見・ご質問等ありませんか。

〇〇委員： はい、議長。

山本議長： 〇〇番、〇〇委員。

〇〇委員： この土地を資材置場として一時転用するということは、道路を拡げる計画等があるのですか。

事務局職員： 担当者から、片側2m程拡幅するという説明を受けています。そのための工事ヤードとして申請地を借りたいということでした。

山本議長： 〇〇委員、よろしいでしょうか。

〇〇委員： はい。

山本議長： 他に、ご質問・ご質問等あればお受けしたいと思います。
ご意見・ご質問等ありませんか。

— 沈 黙 —

山本議長： 他に、ご意見ご質問もないようですので、お諮りします。
本許可申請を当委員会でご許可することにご異議ありませんか。

— 「異議なし」の声あり —

山本議長： 異議なしと認めます。

よって、「議案第31号 農地法第5条の規定による許可申請審議のこと」は許可することに決定することに決定しました。

山本議長： 次に「議案第32号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定による集積計画決定のこと」を議題にします。
事務局、説明をお願いします。

事務局職員： — 議案を「朗読説明」する —

山本議長： 明石市長より農用地利用集積計画の決定依頼が提出されています。
本案について、ご意見・ご質問等あればお受けしたいと思います。ご意見・ご質問等ありませんか。

— 沈 黙 —

山本議長： 特に、ご意見ご質問もないようですので、お諮りします。
本案のとおり、農用地利用集積計画を決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

— 「異議なし」の声あり —

山本議長： 異議なしと認めます。
よって「議案第32号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定による集積計画決定のこと」については、本案のとおり決定しました。

山本議長： 次に、報告に移ります。「報告第28号 農地法第3条の規定による許可申請にかかる専決処理について報告のこと」について報告を受けたいと思います。
事務局、説明をお願いします。

事務局職員： — 報告資料により報告する —

山本議長： 今月は、1件の専決処理を行いました。
これについて、何かご質問等ありませんか。

— 沈 黙 —

山本議長： 特に、ご質問もないようですので、「報告第28号 農地法第3条の規定による許可申請にかかる専決処理について報告のこと」は、以上で報告とします。

山本議長： 次に「報告第29号 貸貸借解約の通知報告のこと」について報告を受けたいと思います。
事務局、説明をお願いします。

事務局職員： — 報告資料により報告する —

山本議長： 今月は、3件の通知がありました。
これについて、何かご質問等ありませんか。

— 沈 黙 —

山本議長： 特に、ご質問もないようですので、「報告第29号 賃貸借解約の通知報告のこと」は、以上で報告とします。

山本議長： 次に、「報告第30号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出にかかる専決処理について報告のこと」、及び「報告第31号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出にかかる専決処理について報告のこと」、以上2件の報告事項について、一括して報告を受けたいと思います。

事務局、説明をお願いします。

事務局職員： — 報告資料により報告する —

山本議長： ただ今、「報告第30号」「報告第31号」の2件の報告事項につき一括して報告がありました。

それぞれ、お手元の報告資料により、ご了承をいただきたいと思います。

山本議長： 以上で、本日予定していました案件はすべて終了しました。

これで、第17回明石市農業委員会を閉会とします。

(午後2時27分 終了)

※ 小委員会 令和6年10月23日(水) 午後2時00分～

・出席委員

山本会長 中島職務代理者 藤田(正)委員 藤田(哲)委員

・事務局

加藤事務局長 岸本係長 宮本事務職員

上記事項の顛末を記載し、議事の正確なることを証するため署名する。

会 長 山 本 建 樹

署 名 人 竹 内 博 之

署 名 人 橋 本 誠 二